町会保存版【平成28年1月作成】

災害時など
いざという時に知って安心

個人情報保護法が改正されました!

新宿区町会連合会

個人情報保護法の施行後、個人情報の適正な取り扱いについて意識が高まっています。

町会自治会が会員の個人情報を持つことは、活動する上で必要なことではありますが、大切な会員の個人情報を適正に管理をすることは常に考えなくてはいけないことです。

今般、個人情報保護に係る関係者の協力を得て「個人情報の保護」の手引き書を準備したので各町会自治会において活用していただきたいと思います。

最後に、新宿区町会連合会は、個人情報保護に関する諸法令、国が定める指針その他の規範を遵守し、その実践のため町会連合会の体制の整備、改善を今後も継続して実施致してまいります。

平成27年12月吉日

新宿区町会連合会
会長　大崎秀夫

目　次

1．改正のポイント①通知…… 1～2

2．改正のポイント②同意…… 3～4

3．改正のポイント③管理体制…… 5～8

3．自主防災と個人情報…… 9～14

4．個人情報Q＆A …… 15～24

町会も法に定める事業者に該当します

「個人情報保護法」は個人の権利と利益を保護することを目的に制定され、平成17年４月１日に施行されました。この時点では「5,000人以上の個人情報を有する民間の事業者」が対象となっていましたが、新宿区内において、会員数で5,000人を超える規模の町会・自治会（以下「町会」という。）がなかったため、この法律が適用される町会はありませんでした。

しかし、**平成27年９月３日、「個人情報保護法」の改正案が成立し、取り扱う個人情報が5,000人以下の事業者であっても法の適用を受けることとなりました。**そのため、町会でも個人情報を適法かつ適正な取り扱いが求められることになります。

法の施行は、２年以内とされているため、今後、運用面や例外などの細かな部分は、政省令やガイドラインが公表され明らかになることが予想されます。

この手引きは、法の施行前の準備として、町会活動の中で取り扱う個人情報の考え方や整理しておくとよい点などについてまとめていますので、参考の上、各町会でご活用ください。

改正の3つのポイント

1 通知

1ページ～2ページ

個人情報を収集する目的や
管理方法を会員に知らせる

↓

年に１回程度、総会や掲示板を
利用して会員に周知する

2 同意

3ページ～4ページ

入会時の個人情報は本人の同意を
得て取得することが原則！

↓

個人情報の利用目的を明記し、本人の
同意を得られる入会申込書等の作成

3 管理体制

5ページ～8ページ

取得した個人情報の管理方法等を
定める

↓

町会規約の改正や
「個人情報取扱方法」の作成

ポイント1 通　知

利用目的を明確に

町会で持っている会員の情報には、入会申込書に記載する氏名や住所・電話番号などの個人情報があります。さらに、その情報を活用して、町会名簿を作成する場合には、取得した個人情報の利用目的を会員に向けて通知することが必要となります。

ルールを決める

また、利用目的の他に、名簿に載せる個人情報の項目、個人情報を収集する際の本人同意の取り方等、収集した個人情報の管理方法などについて話し合い、町会規約の改正や「個人情報取扱方法」の作成などによりルールを作るとよいでしょう。（⇒５ページ参照）

作成したルールについては、町会内の会員に向け、総会での説明や掲示板へ掲示するなど、内容の周知を行うことが必要です。

集めた個人情報を誰が見るのか、会員に配布するのかは、名簿の目的によって異なりますので、各町会の実情に合わせて検討するとよいでしょう。

既に会員名簿がある場合

町会において名簿があり、既に会員の個人情報を取得している場合は、総会や掲示板などを利用し、できれば年に１回程度、個人情報の利用目的を、会員に向けて周知しましょう。なお、名簿に記載されている情報は、利用目的の達成に必要な範囲内で、正確かつ最新の内容に保つよう心がけ、転出や退会があった際は、その都度、情報を更新していきましょう。

また会員本人からの求めがあった場合には、名簿の記載情報を削除しましょう。

＜通知例＞

「当町会では皆さんから同意を得た個人情報を会員相互の親睦や連絡のため名簿・地図などの作成に利用し、適正に管理します。」

ポイント2 同　意

本人同意が原則

会員から情報を取得する時は、氏名、住所、電話番号など、町会活動に必要な項目を決め、利用目的を会員本人に通知し同意を得ることが必要です。個人情報は本人から取得することが原則であり、本人以外の方から情報をもらう場合は、必ず本人の同意を得る必要があります。また、町会の情報を第三者に提供する場合にもあらかじめ本人の同意が必要となります。

本人同意が得られなかった場合

なお、利用目的など、趣旨を十分に説明しても同意が得られない場合は名簿に載せないなどの対応が必要となります。また、項目の一部のみ同意が得られた場合は、その項目だけを載せるといった工夫をしましょう。

入会申込書の確認

新宿区町会連合会が編集した「顔のわかる町会長自治会長」パンフレットにはさんでいる「入会申込書」には、欄外に以下の記載をして入会時に同意を得ています。各町会において入会申込書を作成している場合は、明確な利用目的のもと、本人からの同意（関係者全員）を得て、個人情報の記入をしてもらいましょう。基本は、本人に不利益となる個人情報は聞かない、記入させないことです。

町会長・自治会長　あて

平成　　年　　月　　日

入　会　申　込　書

会員区分	一般会員　　法人会員　（いずれかに○）
フリガナ 氏　名 （もしくは法人名）	
住　所 （もしくは事務所）	新宿区　　町
電話番号	―　　―
備　考	

この個人情報を町会・自治会等の名簿に登録し、会員相互の親睦や連絡のために使用することに同意します。

※入会をご希望の方は、この申込書を町会長・自治会長へご提出ください。
お問合せは、お気軽に最寄りの特別出張所へご連絡ください。

ポイント3 管理体制

個人情報の利用及び管理の仕方を文書にする

取得した個人情報の管理方法をきちんと決めなければなりません。①町会規約に盛り込む方法と、②「個人情報取扱方法」として文書にまとめる方法があります。

① 町会規約に盛り込む

規約の改正を行い、個人情報の具体的な取り扱いに関する条項を盛り込む。

②「個人情報取扱方法」を作成する。

規約改正を行った上で、具体的な取り扱い方法（取得・利用・管理・提供）を定める。このように、町会で管理方法等を決めておくと、名簿作成や、**「安心シート」**の記入・提出の際も、会員の理解が得られ、スムーズな対応がおこなえます。

★「安心シート」⇒11、12、14ページ参照

管理の仕方を文書にする方法

町会において、個人情報の具体的な管理方法を文書にする方法は、主に次の2通りが考えられます。

① 町会規約（会則）の改正

町会・自治会において、個人情報の取り扱いを規約（会則）に追加する場合は、規約（会則）の改正が必要です。本文に新たな条項を設け、文言を追加します。

なお、追加する具体的な文言については、８ページの「個人情報取扱方法」の作成例を参考にしてください。

②「個人情報取扱方法」の作成

規約（会則）改正と合わせて、新たに「個人情報取扱方法」を作りましょう。作成にあたっては、具体的には次ページの手順をお勧めしますので、参考にしてください。

「個人情報取扱方法」の作成手順

① 町会規約（会則）の改正

規約の本文、または附則に盛込む。

> (個人情報の取り扱い)
>
> 第○条　本会が町会活動を推進するため必要とする個人情報の取得、利用、提供および管理については、「個人情報取扱方法」に定め、適正に運用するものとする。

②「個人情報取扱方法」の作成

規約（会則）の本文または附則の改正と合わせて、個人情報を管理する具体的な方法を示した「個人情報取扱方法」を作成します。

事例を次ページのとおり作成しましたので、参考にしてください。

なお、詳細については各町会で実情に合わせて内容を決めてください。

(作成例)※各町会の実情に合わせ作成してください

○○○町会　個人情報取扱方法

（平成○○年○月総会議決）

（目的）

第１条　この個人情報取扱方法は、本会が保有する個人情報の適正な取り扱いを定めることにより事業の円滑な運営を図るとともに、個人の権利利益を保護することを目的とする。

（責務）

第２条　本会は個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、町会活動において個人情報の保護に努めるものとする。

（周知）

第３条　個人情報取り扱いの方法は総会資料、または町会掲示板及び回覧で会員に周知する。

（個人情報の取得）

第４条　前条の個人情報とは、「入会申込書」「安心シート」などにより会長に提出された次の事項を記したものとする。

例）・氏名（家族・同居人を含む）・性別・住所・電話番号・その他、必要とするもので同意を得た事項

（同意の取消し）

第５条　会員は、前条に基づき取得に同意した場合であっても、その後の事情により個別の項目又は全ての項目について同意を取消す事ができる。

２　前条の申し出があった場合、ただちに該当する個人情報を廃棄、又は削除しなければならない。ただし、会員名簿としてすでに会員に配布しているものに対しては削除の連絡をすることでこれに替える。

（利用）

第６条　取得した個人情報は、次の目的に沿った利用をおこなうものとする

（１）会費請求、管理、その他文書の送付等

（２）町会会員名簿の作成および地図の作成

（３）緊急時・災害時などの連絡網の作成

（管理）

第７条　個人情報は会長または会長が指定する役員が適正に管理する。

２　不要となった個人情報は会長立会いのもとで、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

（本人同意を必要としない提出先）

第８条　個人情報は次に挙げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供しない。

（下線部分は「個人情報の保護に関する法律」第１６条に規定されています）

（１）法令に基づく場合

（２）人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合

（３）公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進に必要がある場合

（４）国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

例）・町会連合会、地区町連、これらに準じる公共目的の団体、学校が行う活動に対し協力する必要がある場合・その他、町会であらかじめ決めた提供先

自主防災と個人情報

自主防災組織とは？

大規模災害が発生した場合は、行政等の防災関係機関の活動内容が低下することも考えられることから、住民の連帯意識に基づく自主的な防災活動を行う組織が必要とされています。

自主防災組織は、地域住民が平常時から互いに協力しあい、「自分たちの地域は自分たちで守る」ことを目的に結成されるものです。

新宿区では、町会自治会などを単位として、防災区民組織づくりが進められています。

防災の心構えと備え

【町会ですること】

1.自主防災組織の結成

既存の町会組織や役員を充てるなど兼務体制を取りながら、新宿区内には208組織が結成されています。（平成27年4月1日現在）

2.コミュニティづくり

日頃から住民の連帯意識を深めるため、町会活動などでコミュニケーションを図ることが大切です。

また、町会の親睦・研修行事と併せて防災訓練を行うなどして、住民の理解と協力の意識を高めましょう。

3.一時（いっとき）集合場所を決め、会員の把握を行う

大規模災害時、まず町会会員が集合し安否情報の確認をするため、町会の一時集合場所が決められています。また、その後の安否情報や緊急連絡等に備え、町会名簿などにより、会員の情報を事前に把握しておくことも必要となります。

災害時に備えた名簿の作成と取扱

地震などの災害時、公的防災機関による迅速な対応は困難となることが予想され、その中で町会は安否確認や支援活動など行う中心的な組織となります。

発災時には、区から配布される「災害時要援護者名簿」や、新宿区町会連合会が作成した「安心シート」などを活用して、助け合いましょう。

会員の情報取得及び管理については、この手引きに記載している３つのポイント（通知・同意・管理体制）を参考にしてください。

★情報の取得⇒１ページから４ページ参照
★情報の管理⇒５ページから８ページ参照

新宿区町会連合会が作成した安心シート
（東京都地域の底力再生事業助成を活用）

災害時等に備えて「安心シート」の作成を

新宿区町会連合会では、災害、急病、事故に備えて、東京都の地域の底力再生事業助成を受け、「安心シート」を作成しました。「ご自宅用」と「町会長・自治会長保管用」に分かれており、地域での助け合い活動に役立てています。

「ご自宅用」には、どんな病気を持ち、どんな薬を飲んでいるのかなどの情報を救急隊や医療機関に伝えたり、家族などの連絡先を記入して、発見した方に情報提供できるようにしてあります。

「町会長・自治会長保管用」には、ご本人の住所・氏名・生年月日に加えて、家族や相手の了解を得た知人などの緊急連絡先の情報を、ご希望により町会・自治会長に預けるものです。

既に会員名簿がある場合

町会において名簿があり、それを緊急災害時等に使用する場合は、まず、町会総会などにおいてその旨を確認し、その上で、会員に周知しましょう。

Q 質問

既に会員名簿はあるが、これを災害時の支援活動に使用してもいいものですか？

A 答え

あらかじめ、町会会員に災害時などの緊急時に使用する旨を「**通知**」し同意を得ることが必要です。

（参照２ページ）

＜通知例＞

「当町会では皆さんから同意を得た個人情報を町会活動の推進や名簿・地図などの作成、及び緊急災害時等の支援活動に利用し、適正に管理します。」

新宿区町会連合会ではこのようなシートを作成し、会員の世帯状況などを把握し、緊急時の対応に役立てています。

町会長・自治会長保管用

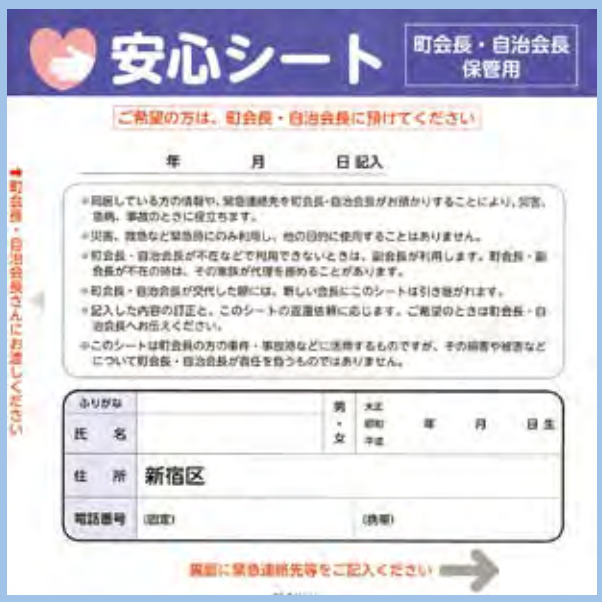

表

裏

ご自宅用

表

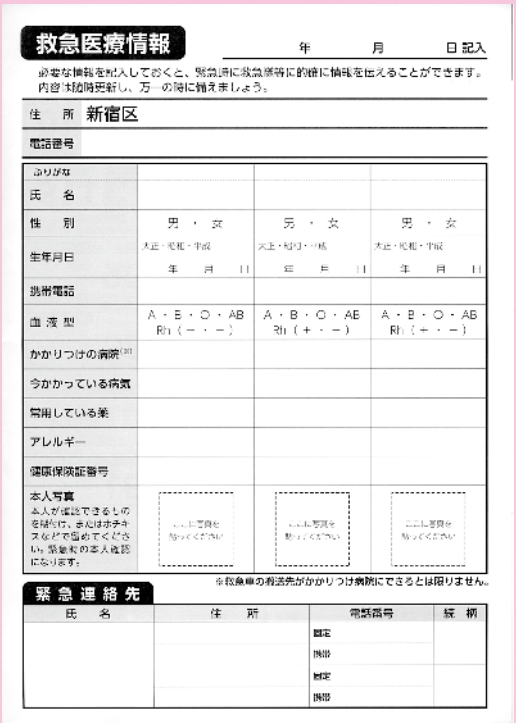

裏

みなさんのご質問にお答えします

個人情報Q＆A

Q&A

Q1 会員名簿を作成する場合の、ポイントを教えてください。

A 会員名簿作成・配布する際のポイントは次のとおりです。

①ルール作り

初めに、個人情報の利用や管理の方法について、町会の規約（会則）の改正や「個人情報保護取扱方法」を作成するなどして、個人情報取り扱いに関するルールを定める必要があります。⇒５ページから８ページ

なお、作成したルールについては、総会資料や掲示板及び回覧板などの方法で会員に周知しましょう。

②利用目的

実際に作成する名簿の利用目的を決めます。会員相互の親睦や連絡のためといった目的を明確にし、会員にきちんと説明出来るようにしましょう。

Q&A

③個人情報の取得

個人情報を取得する際は、あらかじめ決められた目的のために個人情報を取得する理由を会員本人に説明し、本人の同意を得るようにしましょう。（4ページの入会申込書提出時など）

④名簿の管理方法

作成した名簿をどのように保管するか、誰が管理するのかなど、あらかじめ定めた規約（会則）や「個人情報保護取扱方法」に基づき適正に管理します。また、名簿を配布する際は、配布先で目的に沿った利用や保管、廃棄が行われるよう、注意が必要です。そのため、名簿が外部の者に渡り、営業活動等に利用されたりすることのないよう、名簿の見やすい場所に、注意事項を明記しましょう。

次の注意事項（例）を名簿の目立つところに記載しましょう

記　載　例

○この名簿は、会員相互の親睦と連絡のために利用するものであり、他の利用を禁じます。
○会員以外の人の手に渡ることのないよう、取り扱いには十分注意してください。
○新しい名簿が配布された場合は、この名簿はシュレッダー等で裁断し、古紙回収には出さないで下さい。

Q&A

Q2 安心シートの記入・提出をお願いする場合、性別や生年月日、緊急の連絡先などを聞きたいのですが、問題はありませんか。

A 本人が安心シートの個人情報を町会長に見られるのを同意して渡しているため、法に触れることはありません。しかし、法律で宗教や政治、本籍地や病歴に関する個人情報は収集してはいけないことになっています。また、職業及び勤務先や会社名などの聞き取りも避けたほうがいいでしょう。

Q3 行事の参加案内を班回覧するとき、申し込み一覧表に名前を記入してもらっていますが、個人情報保護の観点から問題はありませんか。

A 本人が町会員に見られるのを承知で記載していると思われるので、法に触れることはありあません。ただし、他人に知られたくないと思われるような場合は、回覧方法に工夫をしましょう。

Q&A

Q4 会員名簿を毎年総会資料に添付していますが、今からでも「町会活動に利用する旨」を会員に知らせたほうがいいでしょうか。また、それは毎年１回行うものですか。

A ２ページにあるように、情報の利用にあたるので「個人情報取扱方法」で定めた方法により、文書で通知し同意を得ましょう(２ページ参照)。また、名簿の欄外に取り扱いについての説明を記載することも周知になります。また、年１回は回覧や議案書を用いて２ページの例のように知らせることが望ましいです。

Q5 法律の施行により、会員の過剰な反応で情報の取得・利用に対する抵抗感が強く、町会活動に支障を与えている状況です。どう対処したらいいでしょうか。

A 個人情報保護法は個人の情報が漏れないよう適正に管理することを定めた法律です。町会で適正に管理運営していることを周知して、会員の理解を得るようにしましょう。

Q&A

Q6 現在保有している情報(データ)はどのように取り扱うのが適正ですか。

A 情報は貴重品の意識で、盗難・紛失に気をつけて管理します。また、不要となった安心シートや会員名簿などは廃棄しましょう。廃棄する時期をあらかじめ「個人情報取扱方法」などで決めておくといいでしょう。具体的な管理方法については、次のような対応が求められます。

◆会員の個人情報は、決められた場所で取り扱うことと定め、関係者が出入りするときは記録を残しましょう。

◆盗難などの防止のため、施錠管理し、個人情報の机上放置は禁止します。

◆個人情報取扱責任者を決め、その責任者の許可なく他の人が個人情報を取り扱うことがないようにしましょう。但し、日常業務では責任者を複数決めておくことは可能です。

◆個人情報を物理的に保護（破損、漏水、火災などから情報を守る）するために、保管する室材を整備しましょう。

Q&A

Q7 町会の広報紙に名前をフルネームで掲載し、写真も載せています。町会会員以外の目に触れることは少ないと思いますが、問題はありませんか。

A 広報紙等に特定の個人が識別できる写真を掲載する場合も個人情報に該当します。取材や撮影を行うときに、本人から名前や写真掲載について事前に同意を得る必要があります。また、集合写真等を撮る場合も事前に目的を伝えて、皆さんの同意を得ることが望ましいでしょう。

Q8 町会に未加入のアパート入居者が数名います。加入の勧誘や世帯の把握のために大家さんに氏名などを聞くことができますか。

A アパートに大家さんが住んでいて、その大家さんから入居者の情報をもらう際には、大家さんは入居者から町会に情報提供してもよいという同意を得ていなければなりません。同意がない場合は、町会は大家さんから入居者の情報をもらうことはできませんが、町会活動に理解と協力をもらえるように働きかけましょう。

Q&A

Q9 町会の総会資料に添付した会員名簿が悪用された場合、責任の所在はどこになりますか。

A 情報の内容によりますが、情報が漏れた場合や、名簿を第三者に悪意を持って渡した場合、それにより名簿に記載されている人に被害が生じた時、情報を漏らした人に民法上、慰謝料支払いの責任が生じることがあります。

会員にも個人としての個人情報保護義務を周知しましょう。

Q10 自主防災対策などで、地区町連から単位町会名簿提出の依頼がありました。地区町連に町会名簿を提供することは問題ありませんか。

A 地区町連は地域での活動の上でその役割は大きいものです。単位町会とのかかわりも多くなっています。町会で、あらかじめ地区町連に名簿を提出することを定め、それを会員に通知することで、利用目的の範囲内で提供することができます。また、地区町連でも個人情報の取り扱い方法を決めることが必要です。⇒「個人情報取扱方法」参照→８ページ

Q&A

Q11 災害時等にそなえ、町会会員に安心シートの提出をお願いしますが、なかなか理解が得られません。注意点があれば教えてください。

A 緊急時の支援・救護活動は、町会自治会が中心となって行われます。安否確認や避難活動など、あらかじめ会員の情報を把握しておくと、災害時等に役立ちます。

会員がシートに記入し会長に提出した場合、これらの利用目的に「同意」したことになります。

⇒ポイント②（３ページから４ページ）

個人情報保護法は、“情報を出してはならない”という法律ではありません。

各地で“過剰反応”の声も聞かれますが、町会は、目的のために情報を取得し、正しく管理することを伝えるとともに、**町会活動は自分の命と財産を守るものであることを**、会員に理解してもらうことも大切です。

Q&A

Q12 会員の電話番号については、携帯電話のみの人、電話帳に掲載していない方の取り扱いについて、町会会員以外には提供しないようにお願いしていますが、この程度でいいでしょうか。

A 「個人情報取扱方法」に規定されている場合は、とりわけ、会員から名簿に載せて欲しくないという申し出がない限り、掲載してよい事項となります。町会会員は町会以外に情報提供をしないことは当然の義務となります。

Q13 新入生や成人になられる方、70歳以上の方に、お祝いを渡すために、回覧板に名簿を載せ該当者に記入していただきたいのですが、注意することがあったら教えてください。

A 名簿に載せて欲しくないという方は、役員などに報告するなど、回覧板以外で報告できる方法も合わせて記載することが必要です。また、名簿に主旨を明記するとともに、生年月日については、会員名簿にも登録されていない情報ですから、差し控えた方がよいと考えます。

Q&A

Q14 ごみ置き場に未分別で収集されずに残されたごみ袋の対応に困っています。中を見たり、それにより出した人を特定したりすることは問題ないのでしょうか。

A ごみ置き場に、資源やごみを分別せずに出すことは、区が定めた資源・ごみの正しい分け方・出し方のルールに違反しますが、ごみ袋の中を開けて本人を特定することは、近所同士のトラブルに繋がる場合がありますので、まずはお近くの清掃事務所、清掃センターにご相談ください。

ごみ袋の中身を開けて、個人の情報をみだりに調べたり、他の人に漏らしたりするとプライバシーの侵害となるおそれがあります。

編集後記

この手引書は、個人情報保護法が改正（平成27年９月３日成立、９月９日公布）され、１～２年以内に施行されるために、新宿区の各町会が、施行前に事前準備を検討する際の参考とすることを目的として作成しました。町会会員の個人情報の取り扱い方法は各町会により異なる部分もあると思われます。この手引書を参考に、「改正個人情報保護法」が施行された時には、その決められた内容に基づき、改めて町会会員の個人情報取り扱い方法を検討される必要があると考えます。

編集については、個人情報保護の業務に係る関係者、特に北海道帯広市の多大なるご協力により準備できたものです。

今後、法律の改定により、本手引書の内容も一部変更の可能性はあるものの、新宿区町会連合会の皆さんが町会会員の個人情報を大切に管理する目的のためには、有効に活用できるものと考えます。

新宿区町会連合会選任
個人情報保護審議会委員
林　直樹

災害時などいざという時に知って安心
～ご存知ですか？！ 個人情報保護法が改正されましたよ！～

平成 28 年 1 月 29 日発行

発行者／編集　新宿区町会連合会

「平成 27 年度東京都地域の底力再生事業助成」対象事業